

平成30年度さいたま市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成30年度さいたま市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 件 数	603,109 件
(2) 年 間 総 給 水 量	130,670,000 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	358,000 m ³
(4) 主要な建設改良事業 施設整備事業 事業費	10,985,984 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益	32,606,715 千円	
第1項 営業収益	31,272,437 千円	
第2項 営業外収益	1,332,803 千円	
第3項 特別利益	1,475 千円	
	支	出
第1款 水道事業費用	28,075,028 千円	
第1項 営業費用	26,684,186 千円	
第2項 営業外費用	1,368,501 千円	
第3項 特別損失	2,341 千円	
第4項 予備費	20,000 千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 15,292,913 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 872,819 千円、過年度分損益勘定留保資金 2,514,115 千円、当年度分損益勘定留保資金 7,624,663 千円、繰越利益剰余金処分量 3,881,320 千円及び当年度利益剰余金処分量 399,996 千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	3,501,989 千円
第1項 企業債	2,882,000 千円
第2項 負担金及び寄附金	609,916 千円
第3項 補助金	10,065 千円
第4項 資産売却代金	8 千円

支 出

第1款 資本的支出	18,794,902 千円
第1項 建設改良費	14,037,006 千円
第2項 償還金	4,747,896 千円
第3項 予備費	10,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
浄配水場運転管理業務（平成30年度設定分）	平成30年度から 平成33年度まで	430,322
自家発電設備更新工事（西部配水場）	平成31年度から 平成32年度まで	536,919

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
施設整備事業	2,882,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。)	政府資金等についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|--------------|
| (1) 職員給与費 | 3,669,858 千円 |
| (2) 交際費 | 425 千円 |

(他会計からの補助金)

第9条 事業費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、17,928 千円である。

(利益剰余金の処分)

第10条 繰越利益剰余金及び当年度利益剰余金のうち 4,281,316 千円は、次のとおり処分するものと定める。

- | | |
|-------------|--------------|
| (1) 建設改良積立金 | 4,281,316 千円 |
|-------------|--------------|

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、816,773 千円と定める。

平成30年2月6日 提出

さいたま市長 清水 勇 人